海老名市スポーツ協会規約

（名称及び事務所）

第１条　この会は、海老名市スポーツ協会と称し、事務所を海老名市中新田 3291－19（海老名運動公園内）に置く。

（目的）

第２条　この会は、市内スポーツ関係団体の相互の連絡協調を図り、スポーツを通じて、市民生活の健全な発展に寄与するとともに、市民の生涯スポーツの充実を図ることを目的とする。

（事業及び活動）

第３条　この会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を展開し、活動をする

（１）市内スポーツの普及・振興並びに市民の健康・体力づくりの推進事業

（２）市内スポーツの競技力向上及び選手・指導者・団体の育成事業

（３）各種スポーツ大会、講習会等の開催並びに市内スポーツ団体が行う事業等への支援・助成

（４）スポーツに関する情報の収集・提供及び調査・研究による政策提言

（５）市内スポーツ活動の機会・場の提供及び関係機関等との連携

（６）その他、この会の目的達成に必要な事業

（組織）

第４条　この会は、市内の種目別スポーツ団体で、会の目的、事業並びに活動を理解した規程に定めた加盟団体をもって組織する。

（加盟）

第５条　第４条の加盟団体になろうとする団体は、過半数が出席する役員会において、過半数の同意を得たうえで、過半数が出席する理事会において、過半数の同意を得て加盟することができる。

（加盟団体分担金）

第６条　加盟団体は、別に定める分担金を毎事業年度納入する。

（脱会・退会）

第７条　第４条の加盟団体が脱会しようとするときは、その理由を付して脱会届を提出しなければならない。

２　この会は、第４条の加盟団体が同条に掲げる資格を失ったとき、又は、この会の加盟団体として不適当と認められるときは、過半数が出席する役員会において、総役員の過半数の同意を得たうえで、過半数が出席する理事会において、総理事の過半数の同意を得て退会処分を行うことができる。

３　前項に該当して退会させる場合は､退会の同意を行う役員会及び理事会において、当該団体に弁明の機会を与えなければならない。

（機関）

第８条　この会に、次の機関を置く。

（１）　理事会

（２）　役員会

（役員）

第９条　この会に、次の役員を置く。

（１）　会長　１名

（２）　副会長　２名

（３）　理事長　１名

（４）　副理事長　３名

（５）　会計　１名

（６）　監査　２名

（７）　理事　加盟団体から２名

２　前項に定めるほかに、顧問及び参与を若干名置くことができる。

３　前項の顧問及び参与は、この会の重要事項について会長に意見を述べることができ、会長はその事項について、顧問及び参与に諮問できる。

４　第１項第１号から第６号までの役員は、任期開始日において、その年齢が65歳（以下「制限年齢」という。）未満でなければならない。ただし、継続して選任される場合においては、その制限年齢は75歳未満とする。

（役員の選出）

第 10 条　第９条第１項第１号から第６号までの役員は、理事会において理事の互選により決定する。

（役員の任期）

第11条　役員の任期は、２年とし、欠員を生じたときは、第10条の規定により選出し、その任期は前任者の残任期間とする。ただし、役員の再任は妨げない。

（役員の任務）

第12条　会長は、この会を代表し、すべての会務を統括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

３　理事長は会長の指示により、企画立案及び各種業務の調整にあたり職務を執行する。

４　副理事長は、理事長を補佐し、職務を執行する。

５　理事は、理事会の権限に属する事項を処理し、この会と加盟団体との連絡調整を行う。

６　会計は、経理事務を処理し、理事会に報告する。

７　監査は、会計を監査し、その結果を理事会に報告する。

（理事会）

第13条　理事会は、この会の最高決定機関とし、第９条第１項の役員で構成する。

２　理事会は、会長が招集し、年１回定期的に開催する。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。

３　理事会の議長は、会長が行う。

４　理事会は、第９条第１項の構成員の３分の２以上の出席及び委任状を以て成立し、議決は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会の審議）

第14条　理事会において、次の事項を審議する。

（１）　事業実績及び計画の承認

（２）　予算及び決算の承認

（３）　団体の加盟、処分の承認

（４）　規約の制定、改正の承認

（５）　その他会の運営上必要とする事項

（役員会）

第15条　役員会は、第９条第１号から第５号の役員で構成する。

２　役員会は、会長が招集し、会長が議長を行う。

（役員会の審議）

第16条　役員会において、次の事項を審議する。

（１）　事業実績及び計画の審議

（２）　予算及び決算の審議

（３）　団体の加盟、処分の調査及び審議

（４）　団体の脱会の承認

（５）　規約の制定、改正の審議

（６）　各種事業、大会等の企画立案及び実施

（７）　表彰者及び団体の決定

（８）　その他会の運営上必要とする事項

（事務局）

第17条　この会は、事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には事務局長１名及び必要な職員を置き、会長がこれを任命する。

３　事務局に関することは理事会で定める。

（経費）

第18条　この会の経費は、分担金、補助金、寄付金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第19条　この会の会計年度は、４月１日から翌年３月31日までとする。

（委任）

第20条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項及び本規則に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

附　則

この規約は、平成14年６月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成16年６月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成20年６月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、承認された日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この規約は、令和５年７月１日から施行する。

附　則

この規約は、承認された日から施行し、令和７年４月１日から適用する。